

「安全保障関連法案」を慎重審議するために今国会での成立を見送ることを求める意見書

平成27年5月15日、安倍内閣は国会にいわゆる安全保障関連法案を提出し、今国会での成立を目指そうとしている。

戦後70年にわたって日本政府の憲法解釈は、「日本に対する武力攻撃がない場合、武力行使は許されない」、「海外での武力行使は許されない」、「集団的自衛権は行使できない」というものであった。

ところが、昨年7月1日の閣議決定を受け、安全保障関連法案は日本に対する武力攻撃がなくても、政府の判断で、限定的に集団的自衛権の行使を認めるものとなっている。

このことについて、憲法9条を守るべきと考える人だけでなく、憲法9条を改定すべきと考える人からも、憲法解釈の変更に基づく安全保障関連法案は憲法違反であるという声が広がっている。衆議院憲法審査会でも、参考人招致された憲法学者全員がこの安全保障関連法案は憲法に違反すると明言した。

どの世論調査でも、安全保障関連法案を今国会で成立させることに反対する声は、賛成を上回っている。学生、学者、弁護士、宗教者、子どもを持つ親など様々な団体から、連日、抗議行動が起こっている。

安全保障関連法案は日本の最高法規である憲法に関わる問題であるが、国民の理解と合意については8割の国民が説明不足としており、理解が深まっているとは言えない状況が続いている。

よって、政府におかれては、今国会での法案の成立にこだわらず、国民の疑問や不安を払しょくすべく、引き続き慎重審議を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月14日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
法務大臣  
外務大臣  
防衛大臣

} あて

三木市議会議長 加 岳 井 茂